

最高裁人任E第1001号

(人い-1)

平成6年12月9日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 籠 幸 男

部の事務を総括する裁判官の指名上申について (通達)

標記の指名上申について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

平成6年7月22日付け最高裁総一第182号事務総長依命通達「下級裁判所事務処理規則の運用について」記第1の2の定めにより、翌年度の部の事務を総括する裁判官の指名を上申する場合には、別紙様式により上申する。

付 記

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

付 記 (平成28. 8. 8人任第1320号)

この通達は、平成28年9月1日から実施する。

(別紙様式)

平成〇〇年度 部の事務を総括する裁判官の指名上申名簿

〇〇高等裁判所管内分

庁名	部の名称	官職	氏名	期別

(最人任)

(別紙様式記載例)

平成〇〇年度 部の事務を総括する裁判官の指名上申名簿

〇〇高等裁判所管内分

庁名	部の名称	官職	氏名	期別
〇〇高等裁判所	第1部	判事	〇〇〇	32
	特別部	(長官)	(〇〇〇〇)	
〇〇高等裁判所	第1部 (民事)	判事	〇〇〇〇〇	36
〇〇支部	第2部 (刑事)	(判事・支部長)	(〇〇〇〇)	
〇〇地方裁判所	民事第1部	判事	〇〇〇〇	45
	民事第2部	(判事・所長)	(〇〇〇〇〇)	
	刑事第1部	判事	〇〇〇〇	兼
	刑事第2部	判事	〇〇〇〇	43
〇〇地方裁判所	民事部	(判事・支部長)	(〇〇〇〇)	
〇〇支部	刑事部	判事	〇〇〇〇	40

(最人任)

(記載要領)

- 1 下級裁判所事務処理規則(昭和23年最高裁判所規則第16号)第4条第5項の規定により部の事務を総括する裁判官の指名を要しない者については、官職及び氏名に括弧を付け、期別欄は空欄にする。
- 2 官職欄は、判事兼簡易裁判所判事の場合も「判事」と記載する。
- 3 他の部と兼務している裁判官については、兼務である部の期別欄に「兼」と記載する。